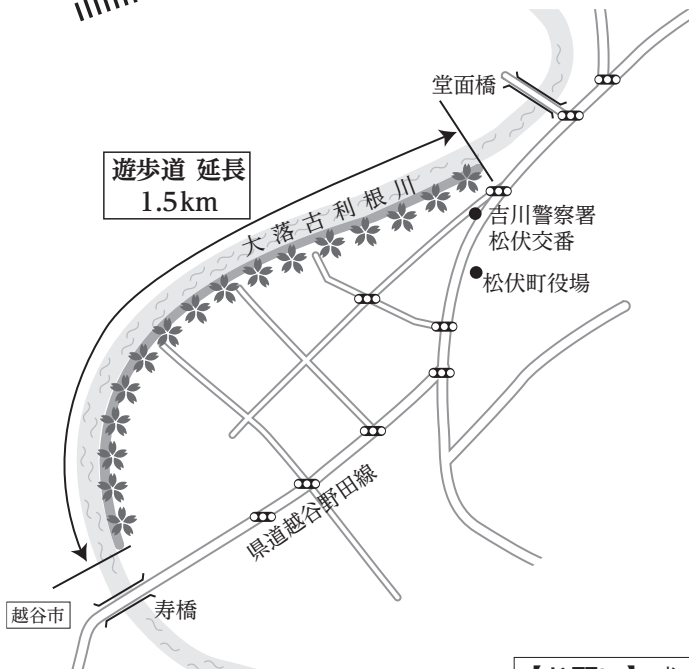


大落古利根川(田中地区)の 遊歩道が開通しました



大落古利根川沿い(田中地区)の松伏交番付近から越谷市境付近(寿橋手前)までの1.5kmの遊歩道が埼玉県の施工で完成しました。春の心地よい風を感じながら水辺を散策してみたいはいかがでしょうか。



桜のトンネル(4月の様子)

【お願い】 犬のフンの持ち帰り等環境美化へのご協力をお願いします。

住民ほけん課のお知らせ

問合せ／国保年金担当 ☎ 991-1870

国民年金保険料の 学生納付特例制度について

学生の方も20歳になったら、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。しかし、学生本人の前年の所得が一定以下の方については、申請に基づき保険料を後払いできる「学生納付特例」を受けることができます。

申請が遅れると不慮の事故や病気による障がいについて、障害基礎年金等が受けられない場合がありますので、お早めにお手続きしてください。

■**学生納付特例の承認期間**／平成23年4月～平成24年3月末
在学期間中、毎年度（毎年4月以降）申請が必要です。

■**学生納付特例の承認を受けた期間について**／
特例期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額に反映されません。ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、さかのぼって保険料を納めることができます。（追納）「追納」をすることにより、老齢基礎年金額に反映されます。追納する場合の保険料は、3年度目以降から申請当時の保険料に加算額が上乗せされます。

■**手続きに必要なもの**／年金手帳、印かん、学生証もしくは学生証の裏表の写し又は在学証明書。（平成24年3月31日まで有効期限が確認できるもの）
※代理人が申請に来られる場合は、来られた方の本人確認できるもの（免許証・パスポート等）また、申請者と代理人が別世帯の場合は、委任状が必要となります。